

議案第 80 号

北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部改正について

北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、西春中学校に設置した運動場照明設備を経年による老朽化のため撤去したことに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部を改正する条例

北名古屋市立学校照明設備使用料条例（平成18年北名古屋市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表運動場照明設備の部中「

		円
西春中学校	1時間につき	1,620
白木中学校	6基点灯の場合	
	1時間につき	2,720
	3基点灯の場合	
	1時間につき	1,360

」を

「

		円
白木中学校	6基点灯の場合	
	1時間につき	2,720
	3基点灯の場合	
	1時間につき	1,360

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。